

# 貿易紛争等にかかる米国農家への補償措置

## — 2年続きの市場円滑化プログラム —

基礎研究部長 平澤明彦

米国は各国との貿易紛争等による農業者の損失を補償するため、2019年も農業支援策の一環として大規模な臨時の直接支払い(市場円滑化プログラム)を導入しつつある。以下にみるとおりその対象品目は拡大し、給付額の算定方法も大幅に変更されている。

### 1 前年に続く支援措置

トランプ政権が中国との貿易戦争など攻撃的な通商政策を展開した結果、米国の各種農産物は貿易相手国から報復関税を課されている。そのため特に中国への農産物輸出額は18年に前年比で半減し、なかでも大豆が減少額の9割近くを占めた。

米国農務省は農業者を支援するため18年に臨時の貿易緩和プログラムを実施した。議会を通さない農務省独自の施策としては前例のない規模であった(平澤(2019))。この措置は1回限りのものとされ、大豆団体は19年も同様の措置を求めたものの、<sup>(注1)</sup>パーデュー農務長官は新たな施策の予定はないと(少なくとも19年5月1日まで)表明していた。

しかし農務省は19年5月23日、前年に続いて貿易関連の支援策を発表し、7月25日に詳細を公表した。予算額は160億ドルであり前年(120億ドル)をさらに上回る。支援策の構成は18年と同様、市場円滑化プログラム(農業者への直接支払い)、食料買上げ・分配プログラム(余剰農産物の低所得者への提供)と、農業貿易促進プログラム(輸出市場開拓支援)である。

### 2 拡大する直接支払い

市場円滑化プログラムは貿易障壁による農

業者の損失を補償する。予算額は145億ドルで上記支援策の9割を占め、前年比1.5倍の増額である。これは各種直接支払いなど通常の農業補助金(農業法に基づく農産物プログラム)の2年分強に相当する。対象品目は41品目であり、前年の9品目から大きく拡大した。この助成金の給付は最大3回にわたり、1回目は8月中に開始の予定である。2回目以降の可否は情勢に応じて判断される。

制度の仕組みを述べると一般の畑作物29品目<sup>(注2)</sup>(ナッツ類等を除く)については郡ごとに品目横断的な一律の面積単価が公表されており、各農場の受給額はこれに各種品目合計の19年作付面積(上限は18年実績)を乗じて算出される。こうした方式を採用したのは作付品目の決定に影響を及ぼさないよう配慮したためであり、前年(品目別に重量単価を設定)と比べて大きな変更となった。各郡の面積単価は報復措置の影響に応じて1エーカー当たり15ドル以上150ドル以下の範囲内で設定されたが、算定方法の詳細は明らかになっていない。なお、気象災害等により当該品目の作付けができなかった農地は、所定の被覆作物を作付けた場合に限り15ドル/エーカーが給付される。

また、ナッツ(6品目)、クランベリー、生食用のサクランボとブドウについては19年の品目別生産面積、朝鮮人参は同じく収穫面積に応じて支払われる。酪農は生産実績、豚は飼養頭数に応じて支払われる(第1表)。

18年の同プログラムは総額の4分の3が大豆に集中する一方で、トウモロコシ団体が給付額の少なさに不満を表明するなど給付水準の格差が問題となった。19年の制度設計に際して

**第1表 特殊作物、酪農、豚の給付単価**

生乳	0.20ドル/100ポンド
豚	11ドル/頭
ナッツ	146ドル/エーカー
クランベリー	0.03ドル/ポンド(21,371ポンド/エーカー)
朝鮮人参	2.85ドル/ポンド(2,000ポンド/エーカー)
生食用サクランボ	0.17ドル/ポンド(9,148ポンド/エーカー)
生食用ブドウ	0.03ドル/ポンド(20,820ポンド/エーカー)

資料 Farmers.gov掲載データによる

農務省は品目別農業団体の意見を聴取している(Agri-Pulse, May 22, 2019)。18年は報復関税のみが補償の対象であったが、19年は非関税障壁も含めるようになった。また、18年における損失の算定は前年からの輸出減少に基づいていたが、19年は農務省のヨハンソン主席エコノミストによれば過去10年間で輸出が最大であった時を基準としており、それによってトウモロコシの非関税障壁が算入対象となった(DTN, July 29, 2019)。さらに、面積単価に上限と下限を設けたのは格差の抑制を意図している(AgWeek, August 4, 2019)。全体としてみれば、損失の大きな品目に重点を置きつつもトランプ大統領の支持層である農業者に対して広く助成金を給付する色合いが加わったようである。

農業団体は一様にこの新施策を歓迎すると同時に、通商摩擦の解決と報復関税の撤廃を求めている。政府の救済策は短期的であり、中長期的な市場シェアの代わりとはならない。例えば、昨年来米国の輸出減少とともに他の輸出国がシェアを拡大している現実がある。ま

(注1)米国大豆協会政策決議(2019年3月2日)。

(注2)トウモロコシ、小麦、大麦、オート麦、ライ麦、ライ小麦、ミレット、ソルガム、長粒種米、中粒種米、温帯ジャポニカ米、大豆、カノーラ、菜種、カラシ種子、亜麻仁、クランベ、ヒマワリ種子、紅花、胡麻、落花生、乾燥豆(ビーンおよびピー)、レンズ豆、小粒および大粒ヒヨコマメ、陸地綿、超長綿、アルファルファ干草。

(注3)つまりオバマ前政権時代まで遡って補償を行うことが可能である。

た、かつての禁輸措置(1973年の大豆輸出停止や80年代の対ソ連穀物輸出禁止)の例から、たとえ報復関税が終わっても米国が輸出先でシェアを回復するには長い期間を要するのではないかとの懸念がある。総合農業団体(ファームビューロー)の会長は2020年にも支援策が必要となる可能性を指摘し(Reuters, June 19, 2019)、財源調達を懸念している。

### 3 各国の関心とWTO対応

米国が19年2月のWTO農業委員会で貿易緩和プログラムは18年の1回限りであると述べていたこともあり、今回の再導入は各国の関心を集めている。6月26日の同委員会では、EUからは当施策にかかるWTO農業協定上の政策の色分けとWTOへの通知時期について、また中国からは今回の施策を含めるとWTOで米国に認められた貿易刺激的な政策(黄色の政策)の枠(191億ドル)を上回っているのではないか、といった質問が提出された。

農務省は19年の制度を検討する際にWTOルールとの整合性を考慮している。黄色の政策の枠(AMS)についても何らかの対応はなされている可能性が高いであろう。もし市場円滑化プログラムが特定の品目に関わらない補助金と見なされ、かつデミニマス(農業生産額の5%)の枠内であれば黄色の政策の合計(AMS)から除くことができる。上記のとおり一般畑作物の給付額算定方法は、作付決定に影響を与えないよう個別品目の作付面積から切り離されている。これはWTOルールとの兼ね合いも考慮している可能性があると思われるが、詳細の報告が待たれる。

#### <参考文献>

・平澤明彦(2019)「米国2018年農業法—主な論点と農産物プログラムの改正内容—」『農林金融』5月号、2~25頁  
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1905rel.pdf>

(ひらさわ あきひこ)